

kokyoso tsushin

高教組通信 No. 20

2014年3月14日
兵庫高教組書記局URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com> E-mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

安倍内閣の野望

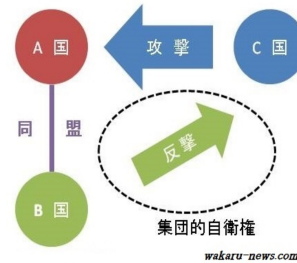
集団的自衛権の解釈を変えて実質改憲を

安倍内閣の暴走が止まりません。憲法改悪に向け「戦争する国」づくりに着々と準備が進んでいます。今回は「集団的自衛権容認の問題」です。集団的自衛権とは何なのか？集団的自衛権の行使は、どうして認められないと政府は解釈してきたのか？安倍内閣になってどうやって認めようというのか？まとめとして、集団的自衛権が行使されるとどうなるのか？についてまとめてみました。安倍内閣の危険な野望をみぬいて、憲法を守り、いかす取組をすすめましょう。

集団的自衛権って何？

○国連憲章で登場した言葉です。（国連憲章第7章51項）

○自分の国が攻撃されていない場合でも、密接な関係にある他国が武力攻撃を受けた場合には、ともに反撃する権利とされています。これが、その後のNATOやワルシャワ条約機構など、米ソそれぞれの軍事同盟を正当化してきました。



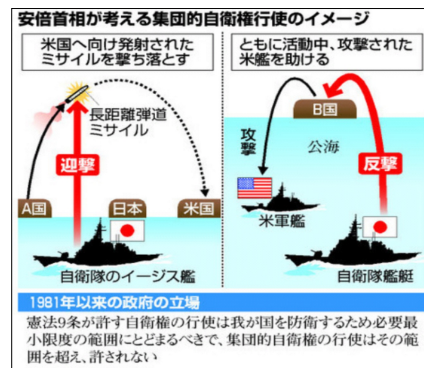
◇自衛権：武力攻撃に対して武力行使によって反撃する権利

1. 個別的自衛権：自国が武力攻撃を受けた場合（日本が攻撃されたら）
2. 集団的自衛権：自国ではなく、密接な関係国が武力攻撃を受けた場合（日本が攻撃されなくても、アメリカが攻撃されたら）

日本の同盟国アメリカが攻撃されたら、日米が一緒になってやり返すということです。

◇過去の集団的自衛権行使の例◇

1. 軍事同盟：北大西洋条約機構、ワルシャワ条約機構
2. 武力行使や戦争：ベトナム戦争における米の武力行使（1965）・ソ連のアフガニスタン侵攻（1979）・9.11後のアフガンへのNATO武力行使（2001）・湾岸戦争の多国籍軍（1991）・イラク戦争（2003）…
3. 歴史的に集団的自衛権の行使は、大国による小国に対する軍事支配の手段に使われました。実際はアメリカの国益のためのものであり、体制外に対する抑圧・恫喝や侵略に使われてきた歴史的事実があります。



日本はどうして集団的自衛権が認められないのか？

◇現行の日本政府の解釈◇

日本は国際法上集団的自衛権を保有しているが、憲法上行使できない。

憲法9条の戦争放棄のもとで認められている自衛措置は、必要最小限度でなければならない。

「自衛のための必要最小限度の実力」として「自衛力」のみ保有、行使できる。

日本が武力攻撃を受けていないのに、集団的自衛権によって武力行使することは、それを超えてのものであって、憲法上許されないと考えている。

《政府の歴代の答弁 1981年の閣議決定 内閣法制局長官の見解》

これまで憲法9条が、自衛隊に武力行使をさせなかったのです。

戦後日本の自衛隊は、外国人を一人も殺さず、自衛隊員の一人の犠牲者も出ていません。憲法が守ってきたのです。

集団的自衛権行使容認のプロセスは？

安倍政権は明文改憲ではなく、解釈改憲で

1. 「安保法制懇」有識者懇談会の報告書
2. 内閣法制局で集団的自衛権行使容認へ解釈を変更
3. 閣議決定
4. 関連法の改正案を国会提出

★政府の一存で、国会を無視して解釈改憲を行おうとするものであまりにも傲慢なやり方です
安倍首相の「私が決める」とか「最高責任者は私だ」という発言にも批判が集中しています

★国民が知らない間に、政府の解釈が変更され、日本が「平和な国」から「戦争する国」へ変わってしまうということです

集団的自衛権の行使を認めると、どうなるの？

「戦争する国」になるとは？

○日本が攻撃されていなくても、アメリカが一方的に始めた戦争に、日本も参加させられる！アメリカの敵国から日本が標的になる テロの標的にもなる

○自衛隊が「人殺しの軍隊」になる
必ず犠牲者が出る→靖国神社が必要に

○国民生活に対する影響は？

- ①あらゆるものが軍事・国防優先に
- ②軍事費増大 増税され社会保障費削減
- ③「戦争する人づくり」に教育が変わる
- ④監視社会になる

○日本は国際的信用をなくす

○憲法が、平和憲法ではなくなってしまう
憲法9条の破壊を意味する＝改憲→壊憲！
「戦争への歯止め」がなくなる！

「教え子を再び戦場に送るな」
教育現場の私たちが声をあげるとき！

安倍「教育再生」ストップ！

憲法を守り、いかそう

3・29 全国学習決起集会
とき：2014年3月29日（土）12：30
ところ：日比谷野外音楽堂